

●大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」

クローズアップ

1

都は、2002（平成14）年4月、大規模事業所を対象に温室効果ガス排出量の算定・報告、目標設定等を求める「地球温暖化対策計画書制度」を導入し、更に2005（平成17）年からは、対象対策への都の指導・助言及び評価・公表の仕組みを追加し、事業者の自主かつ計画的な対策の実施を求めてきました。

こうした実績を踏まえ、対策レベルの底上げを図るとともに、都内のCO₂排出総量の削減を実現するため、都は、2009（平成20）年7月、環境確保条例を改正し、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を導入しました。削減義務は、2010（平成22）年4月から開始されます。この制度は、EU等で導入が進むキャップ・アンド・トレードを我が国ではじめて実現したものであり、オフィスビル等も対象とする世界初の都市型のキャップ・アンド・トレード制度となります。

排出量取引制度では、大規模事業所の取引に加え、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジットを活用できます。対象事業所は、自らの事業所での削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、経済合理的に対策を推進することができる仕組みとなっています。

（制度の概要）

1 対象事業所

対象となる事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で1500kWh以上の事業所
総量削減義務の対象ガス	燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO ₂
総量削減義務の対象者	対象となる事業所の所有者（原則）

2 削減計画期間

削減計画期間 5年間

第1計画期間 2010～2014年度

第2計画期間 2015～2019年度

以後、5年度ごとの期間

3 義務の内容及び基準排出量

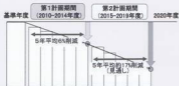
総量削減義務	削減義務量の算定 = 基準排出量 × 削減義務率 ※ 5年間の排出量を、以下で定める排出量上限率以下にする義務 (基準排出量 × 削減義務率) × 5年間
基準排出量	原則、2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の平均排出量（どの3か年度とするかは、事業者が選択可能）

☆排出量の報告（毎年度）、基準排出量の申請等に際しては、登録検証機関による検証が必要

4 削減義務率

(1) 設定の考え方

◆「2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」ために必要な業務・産業部門の削減率は17%



◆第1計画期間（2010-2014年度）を「大幅削減に向けた転換地動期」と位置付け
総量削減目標を▲6%に設定⇒これを前提に、区分ごとの削減義務率を設定

◆第2計画期間における削減義務率
見直し：約17%程度（平均）（基準年度比）、第2計画期間開始前に決定

(2) 削減義務率（第1計画期間）

区分	削減義務率	
I-1	オフィスビル等*1と地域冷暖房施設（「区分I-2」に該当するものを除く。）	8%
I-2	オフィスビル等*1のうち、地域冷暖房等を多く利用している*2事業所	6%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所（工場等*3）	6%

*1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

*2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上

*3 工場、上下水道施設、廃棄物処理施設等

◆トップレベル事業所について

「地球温暖化の対策の推進の程度が時に優れた事業所」として、「知事が定める基準」に適合すると認められたときは、トップレベル事業所として、当該事業所に適用する削減義務率を1/2又は3/4に減少

5 総量削減義務の履行手段

(1) 自らで削減

高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など

(2) 排出量取引（次の量を取引で取得）

① 経済削減	対象事業所が義務量を超えて削減した量
② 都内中小クレジット	都内中小規模事業者の省エネ対策による削減量
③ 再エネクレジット	再生可能エネルギー環境価値（グリーンエネルギー証書、生グリーン電力等を含む。）
④ 都外クレジット	都外の大規模事業者の省エネ対策による削減量

☆①～④の量は、検証を経て、都に認定されることが必要（グリーンエネルギー証書については、更に認証手続を経ているので、都の検証機関の検証は不要）

☆(1)、(2) ①～④のすべてについて、第1計画期間中の削減量を、第2計画期間で利用することも可能

6 実効性の担保

削減義務未達成の場合、不足量を削減するよう措置命令（義務不足量×1.3倍の削減量）

⇒命令違反の場合、罰則（上限50万円）、違反事実の公表、知事が命令不足量を調達し、その費用を請求